東日本大震災を踏まえた災害対策法制の見直しについて

〇 現行の法体系の問題点

現在の災害関連法は、被災された住民を、被災をした自治体が支援し、当該被災自治体に対して国が財政援助をするという財政支援法の法体系しか持たないため、次のような問題点がある。

- 〇 広域避難者の発生や事態の長期化を想定した法体系になっていないこと
- 複合災害を想定しておらず、タテ割りの法体系になっていること
- 国の財政支援について、手続きや資金使途など様々な制約があり、自治体の主体的な判断で、迅速かつ柔軟な被災者支援、復旧・復興を行える法体系になっていないこと

見直しの方向性

● 広域・複合災害を想定し、緊急時対応をするための法体系・仕組みが必要

被災自治体への財政 支援という法体系



国、都道府県、市町村、民間企業、NPO、地域住 民など、国全体で災害に対応していける法体系

【個別事項①】大規模広域災害に対する即応体制

現行法体系の問題点

- 福祉・防災セクション及び自主防災組織間の 災害時要援護者名簿の共有については、現場 が萎縮して共有できていない
- ライフラインが切れた場所に避難所が設置されると、支援やケアが困難な状況を招く
- 自治体の枠を超えた住民避難の指示・命令 権、費用負担を定めた法律等がない

【参考:中越大震災 山古志村全村避難の経験から】

- ライフラインが切れた山古志村の全住民避難を、知事が首長と 調整して実施。今回の大震災では、国による広域避難の調整機能 が働かなかった。
- 家族同然の牛や親鯉を置いて行けないと避難拒否があり、牛等 のヘリ空輸などをサポート。柔軟な支援のため、資金使途の制約 のない財政支援制度が必要。

見直しの方向性

個人情報保護法の見直し

・ 個人情報保護法の運用によらず、都道府県・市町村及び 自主防災組織等の関係機関で災害時要援護者名簿の整 備・共有ができるよう見直すべき

避難場所と避難所の区分の明確化

・ 災害対策基本法や防災基本計画等に、〇ライフラインの切れた場所に避難所を設置すべきでない〇孤立した避難所は、ライフラインがある場所に救助などといった基本的な方針を明記すべき

自治体の枠を超えた広域避難の仕組の構築

- 市町村域を超える広域避難については、都道府県に調整 権限を付与すべき
- ・ 都道府県域を越える広域避難については、国に調整権限 を付与すべき
- ・ 避難者受入自治体等が主体的な判断で支援できるよう、 資金使途等の制約を外した財政支援制度を設けるべき

【個別事項①】大規模広域災害に対する即応体制(前頁の続き)

現行法体系の問題点

○ 災害対応を一元化して政府が統制する法体 系・仕組みでは、物流を素人が担うことになる など、問題が生じる

【参考:東日本大震災 国による物資の一元管理】

緊急災害対策本部の一元管理により、自治体間の応援等が十分機能せず、支援物資の滞留や日本各地で物資不足等の問題も生じた。

- 最前線の市町村役場の機能喪失等を想定 しておらず、都道府県域を超える広域応援が 円滑に実施できる法体系がない
- 甚大な被害となる複合災害に迅速に対応で きない府省庁タテ割りの法体系

見直しの方向性

国全体による被災地支援体制の構築

- ・ 被災地支援は、基本的には、自治体や民間に任せ、一番 厳しいところを自衛隊など国が支援する体制とすべき
- ・ 国の役割として、地方が自治体間での広域連携を主体的に行えるよう、財政制約を外し、個別の災害特性を踏まえた迅速な災害対応が可能となるようコーディネートすべき

自治体の枠を超えた広域応援に係る法体系

・ 都道府県を越えた自治体間の広域応援において、応援 自治体が主体的に活動可能な法体系の見直しが必要

複合災害時の緊急時対応が可能な法体系

原子力災害を含む複合災害時の広域避難等も想定し、 府省庁タテ割りでない緊急時対応の法体系・仕組を持つ べき

【個別事項②】 救助から生活再建に至るまでの被災者支援

現行法体系の問題点

○ 災害救助法は、広域避難や事態の長期化を 想定しておらず、期間や現物給付等の制約が あり、受入自治体等の主体的な判断による救 助・支援に限界がある

○ 被災者生活再建支援法は超大規模災害を 想定した法体系になっていない

○ 災害救助法と被災者生活再建支援法が府 省庁タテ割りで、総合的な被災者支援の視点 が希薄である

見直しの方向性

広域避難や事態の長期化を想定した災害救助制度

- ・ 被災地からの要請のない場合でも、救援自治体が主体的 な判断により支援できるようにすべき
- ・ 被災地や避難者受入自治体が、地域の実情に応じ、主体的な判断で支援できるよう、資金使途等の制約を外すべき
- ・ 事態の長期化を想定し、救助期間の制約を撤廃すべき
- ・ 被災地以外の自治体が救助経費を支弁した場合、被災県 経由ではなく、国に直接請求できる制度とすべき

超大規模災害を想定した被災者生活再建支援制度

- ・相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定 を超える大規模災害が発生した場合は、国・地方の役割 分担の観点から、被災者生活再建支援基金による対応に は限界があるため、特別の国の負担により対応する制度 が必要
- ・被災自治体及び避難者受入自治体が長期的に資金を必要とするインフラ整備を含む総合的な住環境整備が可能となるよう、これまでの住宅の損壊の程度に着目した支援だけではなく、被災した世帯が生活再建していくのかに着目した支援制度が必要

【個別事項③】復旧・復興の円滑化のための枠組

現行法体系の問題点

- あらかじめ復旧・復興の基本的な枠組 みを持たないため、緊急時に迅速かつ的 確な支援ができない
- 〇 現在の災害復旧制度は、
 - ・施設復旧に重点
- ・原形復旧が原則である ため、被災地等の再生・復興、コミュニ ティ維持等の視点が希薄
- 〇 激甚災害制度は、
 - ・指定、適用までに時間がかかる
 - ・ 査定終了後でなければ着手できない
- ことから、迅速性に欠ける
- 大規模広域災害を想定した復旧・復 興への広域支援の視点がない

見直しの方向性

復旧・復興の緊急時対応の法体系・仕組の構築

・ あらかじめ、大規模広域災害時の対応を想定した、総合的 な復旧・復興制度を法体系・仕組みとして持つべき

被災自治体、避難者受入自治体等の裁量権の拡大

- ・財政支援制度について、災害対応一括交付金制度や復興基 金資金制度を、法体系の中に制度化しておくべき
- ・上記制度については、資金使途等の制約を撤廃し、事前規制 から事後調整型、権限の中央集権から現場主義型の制度とす べき

復旧・復興の広域支援に係る法体系・仕組の構築

- ・ 超大規模災害では、被災した自治体が被災したエリアの復 旧・復興に十分対応できないことがあり得る
- ・ そのため、国は、自由度の高い財政措置を確保し、対口支援のような形で、被災していない都道府県がリソースも含めて、柔軟かつ主体的に被災地を応援できる仕組みを持つべき